

# 社会福祉法人 役員等報酬規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 役員等 (以下「法人」という。) 定款第8条及び21条の規定に基づき、役員、評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とし、社会福祉法 (昭和26年法律第45号) の規程に照らし、妥当性と透明性の確保を図るものである。

## (定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

## (理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

	報酬 (日額)	実費弁償費 (日額)
理事会出席報酬等	3,000円	申告の額

2 評議員が評議員会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

	報酬 (日額)	実費弁償費 (日額)
評議員会出席報酬等	3,000円	申告の額

3 実費弁償費は、自宅若しくは職場と会議会場等の移動 (公共交通機関) にかかる額とし、本人の申告によるものとする。

## (役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。ただし、理事長が職員と兼務がない場合においてのみ支払うことができるものとする。

2 業務執行理事が理事会及び評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。ただし、業務執行理事が職員と兼務がない場合においてのみ支払うことができるものとする。

3 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(報酬等の支給)

第5条 評議員には、定款第8条に定める金額の範囲内で報酬等を支給する。

(報酬等の額の決定)

第6条 この法人の全理事の報酬総額は、年間 100 万円以内とする。

2 この法人の全監事の報酬総額は、年間 50 万円以内とする。

(費用弁償の支給)

第7条 役員及び評議員の報酬等は、必要の都度支払うものとする。

2 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関に振り込むことが出来るものとする。

(出張旅費)

第8条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、次により報酬及び旅費等を支給することができる。

旅 費	宿泊費 (日額)	報酬 (日額)	そ の 他
実 費	実費(1万5千円を上限とする)	6,000 円	実 費

2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

3 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第9条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(源泉徴収)

第10条 当該規程によるところの報酬額については源泉徴収すべき金額が必要な場合において、源泉徴収した後の金額をその報酬額とする。

(公表)

第11条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給

の基準として公表する。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補足)

第13条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年6月14日より適用する。

令和4年3月 日改定

別表1

名 称	報 酬	実費弁償費	備 考
理 事 長 業 務 報 酬 等 (日額)	6,000 円	申告の額	職員との兼務がない場合
業 務 執 行 理 事 業 務 報 酬 等 (日額)	6,000 円	申告の額	職員との兼務がない場合
理事及び評議員業務報酬等 (日額)	6,000 円	申告の額	
監事監査指導報酬等 (日額)	6,000 円	申告の額	